

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・役員退職慰労引当金

法人独自により実施する制度により、役員退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

(4) 税効果会計の適用

税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(5) 拠点区分におけるサービス区分の内容

I. 社会福祉事業

①法人本部拠点

ア 法人本部

②ロータス・ガーデン拠点

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護

ウ 通所介護

エ 訪問入浴

オ 居宅介護支援事業

カ 地域包括支援事業

③ロータス・ガーデン ケアハウス拠点

ア ケアハウス

④天河草子拠点

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護 宙煌

ウ 通所介護

エ 訪問介護

オ 居宅介護支援事業

- ⑤天河草子 ケアハウス拠点
 - ア ケアハウス
- ⑥児童福祉施設 星児園 七夕拠点
 - ア 星児園七夕保育所
- ⑦銀の樞拠点
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援事業
- ⑧デイサービスセンター 柚緑拠点
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業
- ⑨ロータス・オデオン拠点
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業
- ⑩アマルネス・ガーデン拠点
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 居宅介護支援事業
- ⑪Egret Cafe拠点
 - ア 地域密着型通所介護
- ⑫奎園拠点
 - ア 地域密着型特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護（空床型）
 - ウ 通所介護
- ⑬ベルセゾン拠点
 - ア 通所介護

II. 公益事業

- ①ヴィラ 柚扇拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ②ヴィラ 櫟拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ③ヴィラ 陽の栞拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ④アマルネス・ガーデン診療所拠点
 - ア 診療所
 - イ 通所リハビリテーション
 - ウ 訪問看護ステーション
- ⑤ヴィラ グラスセゾン拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ⑥ヴィラ 別邸玻璃拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
 - イ 居宅介護支援事業
- ⑦ヴィラ 奎園拠点区分
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ⑧ヴィラ ベルセゾン拠点区分
 - ア サービス付き高齢者向き住宅

III. 収益事業

- ①ヴィラ 櫟拠点
 - ア 不動産賃借業
- ②ヴィラ グラスセゾン拠点
 - ア 不動産賃借業
- ③農園拠点
 - ア 農園

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	926,465,243	0	0	926,465,243
建 物	3,459,365,474	0	127,829,502	3,331,535,972
合 計	4,385,830,717	0	127,829,502	4,258,001,215

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

器具・備品を除却したことに伴い、国庫補助金等特別積立金 93,078円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

定期預金	135,000,000円
土地（その他固定）	313,625,371円
建物（その他固定）	1,788,948,406円
	2,237,573,777円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	220,733,000円	(
山陰合同銀行 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	170,000,000円	(
三井住友銀行 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	281,474,000円	(
山陰合同銀行 短期運営資金借入金	103,650,000円	
	775,857,000円	

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	6,287,695,022	2,956,159,050	3,331,535,972
建物(その他固定)	5,504,474,306	1,718,370,757	3,786,103,549
構 築 物	735,144,681	409,488,025	325,656,656
機 械・装 置	8,611,000	2,705,231	5,905,769
車 輛 運 搬 具	197,122,066	152,610,425	44,511,641
器 具 ・ 備 品	286,908,985	229,268,170	57,640,815
合 計	13,019,956,060	5,468,601,658	7,551,354,402

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

単位：円

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券	300,000,000	237,000,000	63,000,000
合 計	300,000,000	237,000,000	63,000,000

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

単位：円

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している法人	株式会社 座右	姫路市 下手野		飲食業 給食業 建物ビジネス業	100%	—	調理及び施設 管理等の業務 委託	調理及び施設 管理等の業務 委託 (注1)	420,842,115	事業未払金	67,588,950
							給食の購入	給食の購入 (注2)	252,592,360		
							施設の修繕	施設の修繕 (注3)	25,828,468		
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している法人	株式会社 MAXIS	姫路市 安田	1,485,058,816	不動産 賃貸業	100%	兼任1名	不動産の賃貸	不動産の賃貸 (注4)	92,171,210	前払費用	7,854,514
役員及びその近親者	松本庄蔵	—	—	当法人会長	—	—	不動産の賃貸	不動産の賃貸 (注5)	51,360,000	前払費用	4,080,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 調理及び施設管理等の業務委託については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
- (注2) 給食の購入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
- (注3) 施設の修繕については、見積もりを入手し、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
- (注4) 事務所等の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。
- (注5) 土地等の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	219,000
繰越欠損金	4,036,000
繰延税金資産合計	4,255,000

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・役員退職慰労引当金
法人独自により実施する制度により、役員退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 法人本部

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

定期預金	135,000,000円
	135,000,000円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 短期運営資金借入金	103,650,000円
	103,650,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	29,921,091	3,110,240	26,810,851
構 築 物	47,309,980	2,260,444	45,049,536
車 輛 運 搬 具	15,720,568	6,816,328	8,904,240
器 具 ・ 備 品	9,134,177	7,639,005	1,495,172
合 計	102,085,816	19,826,017	82,259,799

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

単位：円

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券	300,000,000	237,000,000	63,000,000
合 計	300,000,000	237,000,000	63,000,000

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・ガーデン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ロータス ガーデン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊸）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
- ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 訪問入浴
 - オ 居宅介護支援事業
 - カ 地域包括支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	505, 427, 893		27, 049, 755	478, 378, 138
合 計	505, 427, 893	0	27, 049, 755	478, 378, 138

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,283,229,660	804,851,522	478,378,138
建物(その他固定)	61,474,853	28,272,455	33,202,398
構 築 物	7,862,013	7,360,211	501,802
車 輛 運 搬 具	22,204,205	19,629,833	2,574,372
器 具 ・ 備 品	112,470,073	98,864,238	13,605,835
合 計	1,487,240,804	958,978,259	528,262,545

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・ガーデン ケアハウス拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ロータス ケア拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア ケアハウス

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	81,070,665	0	4,777,268	76,293,397
合 計	81,070,665	0	4,777,268	76,293,397

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	233,557,044	157,263,647	76,293,397
建物(その他固定)	2,576,000	875,163	1,700,837
器 具 ・ 備 品	1,387,176	1,387,173	3
合 計	237,520,220	159,525,983	77,994,237

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（天河草子拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 天河草子拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊹）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護 宙煌
 - ウ 通所介護
 - エ 訪問介護
 - オ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	111,370,804	0	0	111,370,804
建 物	595,103,718	0	24,243,647	570,860,071
	0			0
合 計	706,474,522	0	24,243,647	682,230,875

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,186,858,930	615,998,859	570,860,071
建物（その他固定）	27,702,500	4,441,557	23,260,943
構 築 物	3,501,750	1,513,052	1,988,698
車 輛 運 搬 具	19,322,610	15,986,492	3,336,118
器 具 ・ 備 品	28,573,011	19,693,352	8,879,659
合 計	1,265,958,801	657,633,312	608,325,489

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（天河草子 ケアハウス拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 天河草子ケアハウス拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊹）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア ケアハウス

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	0	0	0	0
建 物	120,584,279	0	6,263,012	114,321,267
合 計	120,584,279	0	6,263,012	114,321,267

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	287,452,059	173,130,792	114,321,267
建物（その他固定）	4,712,500	1,071,842	3,640,658
構 築 物	184,500	123,969	60,531
器 具 ・ 備 品	4,028,124	3,650,964	377,160
合 計	296,377,183	177,977,567	118,399,616

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（児童福祉施設 星児園 七夕拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 星児園 七夕拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊹）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 星児園七夕保育所

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	110,401,230		4,284,129	106,117,101
合 計	110,401,230	0	4,284,129	106,117,101

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

器具・備品を除却したことに伴い、国庫補助金等特別積立金 93,078円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	207,784,250	101,667,149	106,117,101
建物（その他固定）	8,750,000	1,611,458	7,138,542
構 築 物	4,929,200	478,170	4,451,030
車 輛 運 搬 具	2,044,048	2,044,046	2
器 具 ・ 備 品	4,235,630	3,044,599	1,191,031
合 計	227,743,128	6,219,991	118,897,706

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（銀の権拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 銀の権拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	175,688,916	0	0	175,688,916
建物	581,624,809		18,229,180	563,395,629
合計	757,313,725	0	18,229,180	739,084,545

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,104,175,501	540,779,872	563,395,629
建物（その他固定）	12,264,252	3,665,605	8,598,647
構 築 物	11,354,581	10,243,336	1,111,245
車 輛 運 搬 具	18,450,532	17,023,697	1,426,835
器 具 ・ 備 品	28,486,944	18,735,701	9,751,243
合 計	1,174,731,810	590,448,211	584,283,599

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（デイサービスセンター 杣緑拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) デイサービスセンター 杣緑拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	73,367,546	0	0	73,367,546
建 物	592,108,387	0	22,641,288	569,467,099
合 計	665,475,933	0	22,641,288	642,834,645

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	967,576,413	398,109,314	569,467,099
建物(その他固定)	15,451,120	5,917,218	9,533,902
構 築 物	199,373,578	125,070,528	74,303,050
機 械・装 置	8,286,000	2,623,900	5,662,100
車 輛 運 搬 具	37,095,852	29,562,698	7,533,154
器 具 ・ 備 品	15,695,237	8,337,969	7,357,268
合 計	1,243,478,200	569,621,627	673,856,573

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・オデオン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ロータス・オデオン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
- ア 通所介護
- イ 訪問介護
- ウ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	150,000,000	0	0	150,000,000
建 物	0	0	0	0
合 計	150,000,000	0	0	150,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
建物（その他固定）	3,990,000	3,989,999	1
構 築 物	7,700,000	5,967,500	1,732,500
車 輛 運 搬 具	22,224,361	19,764,696	2,459,665
器 具 ・ 備 品	10,426,387	8,563,660	1,862,727
合 計	44,340,748	38,285,855	6,054,893

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（アマルネス・ガーデン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

（3）引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

（1）独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

（2）退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

（1）アマルネス・ガーデン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

（2）拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

（3）拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

（4）拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護

ウ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	416,037,977	0	0	416,037,977
建 物	873,044,493	0	20,341,223	852,703,270
合 計	1,289,082,470	0	20,341,223	1,268,741,247

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,017,061,165	164,357,895	852,703,270
建物(その他固定)	475,350,225	254,326,338	221,023,887
構 築 物	89,092,875	64,741,736	24,351,139
車 輛 運 搬 具	4,216,288	3,788,940	427,348
器 具 ・ 備 品	29,348,693	25,287,799	4,060,894
合 計	1,615,069,246	512,502,708	1,102,566,538

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（Egret Cafe拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) イーグレットカフェ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 地域密着型通所介護

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車 輛 運 搬 具	4,646,603	3,985,080	661,523
器 具 ・ 備 品	235,053	235,052	1
合 計	4,881,656	4,220,132	661,524

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（空園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 空園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 地域密着型特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護（空床型）

ウ 通所介護

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ベルセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) ベルセゾン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 通所介護

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基金金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（アマルネス・ガーデン 診療所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) アマルネス・ガーデン診療所拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 診療所
 - イ 通所リハビリテーション
 - ウ 訪問看護ステーション

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	738,000	73,554	664,446
車 輛 運 搬 具	16,625,437	13,750,906	2,874,531
器 具 ・ 備 品	4,396,378	3,898,246	498,132
合 計	21,759,815	17,722,706	4,037,109

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ヴィラ柚扇拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 柚扇拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	719,189,979	316,740,470	402,449,509
構 築 物	94,778,965	82,047,134	12,731,831
車 輛 運 搬 具	8,538,838	7,013,492	1,525,346
器 具 ・ 備 品	1,265,928	911,568	354,360
合 計	823,773,710	406,712,664	417,061,046

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	43,800
繰越欠損金	807,200
繰延税金資産合計	851,000

計算書類に対する注記（ヴィラ樂拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 樂拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(その他固定)	173,087,686円
建物(その他固定)	439,100,016円
	612,187,702円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	110,366,500円
	110,366,500円

8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	784,525,130	345,425,114	439,100,016
構 築 物	62,303,385	48,741,152	13,562,233
車 輛 運 搬 具	1,839,260	1,185,460	653,800
器 具 ・ 備 品	2,659,444	2,094,926	564,518
合 計	851,327,219	397,446,652	453,880,567

9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11.重要な後発事象
該当なし

12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係
繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	43,800
繰越欠損金	807,200
繰延税金資産合計	851,000

計算書類に対する注記（ヴィラ陽の契拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上すること
目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 陽の契拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産
担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(その他固定)	45,000,000円
建物(その他固定)	400,967,746円
	445,967,746円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	56,666,712円
	56,666,712円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	487,993,200	87,025,454	400,967,746
構 築 物	7,836,000	4,737,149	3,098,851
車 輛 運 搬 具	3,539,550	3,065,813	473,737
器 具 ・ 備 品	2,320,021	2,221,021	99,000
合 計	501,688,771	97,049,437	404,639,334

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・ 税効果会計関係
繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	43,800
繰越欠損金	807,200
繰延税金資産合計	851,000

計算書類に対する注記（ヴィラ グラスセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ グラスセゾン拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	1,709,061,079	454,414,727	1,254,646,352
構 築 物	7,314,366	4,379,874	2,934,492
車 輛 運 搬 具	6,292,880	3,941,361	2,351,519
器 具 ・ 備 品	10,874,090	10,400,453	473,637
合 計	1,733,542,415	473,136,415	1,260,406,000

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	43,800
繰越欠損金	807,200
繰延税金資産合計	851,000

計算書類に対する注記（ヴィラ 別邸玻璃拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 別邸玻璃拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
 - イ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(その他固定)	95,537,685円
建物(その他固定)	948,880,644円
	1,044,418,329円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

三井住友銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	281,474,000円
	281,474,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	1,156,213,417	207,332,773	948,880,644
構 築 物	35,295,900	14,951,008	20,344,892
車 輛 運 搬 具	1,839,260	1,185,460	653,800
器 具 ・ 備 品	9,599,263	6,061,033	3,538,230
合 計	1,202,947,840	229,530,274	973,417,566

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	43,800
繰越欠損金	807,200
繰延税金資産合計	851,000

計算書類に対する注記（ヴィラ 全園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 全園拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ヴィラ ベルセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ ベルセゾン拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（収益：ヴィラ樸拠点区分用）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

（3）引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- （1）独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- （2）退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- （1）ヴィラ 樸拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- （2）拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- （3）拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- （4）拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 不動産賃借業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（収益：ヴィラ グラスセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ グラスセゾン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 不動産賃貸業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（収益：農園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 農園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊹）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 農園

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	4,560,960	76,790	4,484,170
構 築 物	156,307,588	36,872,762	119,434,826
機 械 ・ 装 置	325,000	81,331	243,669
車 輛 運 搬 具	12,521,774	3,866,123	8,655,651
器 具 ・ 備 品	11,773,356	8,241,411	3,531,945
合 計	185,488,678	49,138,417	136,350,261

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし